

報 ま っ だ い

昭和47年4月30日発行

第151号

東頸城郡松代町公民館
館長 富沢清次
電話 松代1番

印刷 松代印刷所

四七年度

第一回松代町議会定例会開かる

===== 廃棄物処理、総合センター等 =====

過日三月八日より四日間の日程をもって、いわゆる予算議会と称せられる定例町議会が開かれ、日程に従って議題提出が行なわれ原案どおり議決されました。

先ず会議録署名議員の指名が行なわれ、次に会期の決定を行ない請願、陳情がなされました。当日議決をみたものは次の通りです。

議第一号 昭和四六年度一般会計松代町才入才出補正予算(第五号)才入才出をそれぞれ五、六六七四千円を減額。

議第二号 昭和四六年度特別会計松代町国民健康保険才入才出補正予算(第四号)才入才出をそれぞれ一三、六九五千円減額

議第三号 昭和四六年度特別会計農業共済事業補正予算。
(家畜保険金七〇〇千円)

議第四号 新潟県旧市町村職員恩給組合資産管理組合規約の変更について。
(当町に關係ありません)

議第五号 新潟県上越農業経済圏施設組合規約の変更について
(新たに規約の中に養護老人ホームの設置及び管理等が加わりました)

議第六号 松代町青少年問題協議会設置条例の一部を改正する条例の制定について。

議第七号 松代町手数料条例の一部を改正。
(条例の中の文字の変更です)
議第八号 消防に協力援助した

者の災害補償に関する条例の制定について。

(消防活動により団員が災害にあった場合等は県消防団員等公務災害補償条例に準じ、町が行うことをきめたものです)

議第九号 松代町総合センター設置及び管理に関する条例の制定について。
(大字松代に出きた総合センターの管理などを定めたもの)

議第一〇号 松代町公民館設置条例の一部を改正する条例の制定
(町の公民館の建物番地の変更です)

議第一一号 松代町交通安全指導員設置条例の制定について。
(交通安全のために安全指導を強化する目的で指導員が一五名設置されたものです)

議第一二号 松代町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の制定
(本町における廃棄物を適正に処理し、生活環境を清潔にすることに、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的としたもので、廃棄物の処理や、家庭のまわりの清掃等を定めたものです)

議第一三号 松代町農業共済条例の一部を改正する条例。
(主として養蚕共済、家畜共済に関するものです)

議第一四号 松代町農業労働力調整協議会設置条例等を廃止する条例の制定。
(農村の変化する実状にともな

い労働力調整協議会の必要がなくなったのではないかとということから廃止したものです)

議第一五号 松代町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定。

議第一六号 松代町特別職の職員で非常勤のものへの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定。

議第一七号 松代町特別職の職員の給与に関する条例の一部改正

議第一八号 松代町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定。

議第一九号 松代町職員の旅費に関する条例の一部改正する条例の制定。

議第二〇号 証人等の実費弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定。

議第二一号 松代町職員定数条例の一部を改正する条例の制定について。
職員の定数は、

(1)町長の事務部局職員九〇人
(2)農業委員会事務局 二人
(3)教育委員会事務局二〇人
(4)議会事務局 一人

議第二二号 松代町消防団員の定員、任免、給与、服装等に関する条例の一部を改正する条例の制定。
(八〇〇名の団員を七五〇人に改め、消防に功労あった団体・

(二面へ続く)

個人を町長が表彰できることと一身の危険を顧みることなく、その職務を遂行し、死亡し、または廃疾となった場合、賞しゆつ金を授与できるということを追加したものである。

議第二三号 工事契約の変更について。

(総合センターの工期変更によるものです)

議第二四号 農業共済賦課額及び賦課単価の決定について。

(賦課単価は次の通りになりました)

水稲共済割、一〇アール当り 六〇円

蚕繭共済割一箱当り 五〇円
家畜共済割 一頭当り一〇〇円
均等割 一人当り 五〇円

議第二五号 災害復旧事業負担金の減免について。

議第二六号 土地改良事業の実施について。

(会沢地区、大伏地区の農道開設事業を定めたものです)

議第二七号 松代町町民プール設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定

(本年度町民プール第三号が蒲生に出るので、それに関することを追加したものです)

議第二八号 松代町看護職員修学資金貸与条例の制定について。

(町では保健婦、助産婦、看護婦又は准看護婦を養成する学校又は養成所に在学する者で、将来町内において看護職員の業務に従事しようとする者に対して修学資金の貸与を行うことを定めました)

これは文部大臣が指定した学校や厚生大臣が指定した養成所に在学している者、知事が指定した養成所に在学しているものに限られており、月額一万円以内とし、卒業の月までとしてあります。くわしい事は役場に問合せてください)

議第二九号 松代町町営造営物及び土地使用条例の全部を改正す

る条例の制定。

(これは学校を使用する場合の使用料の改正です)

議第三〇号 教育に関する事務の委託に関する協議について。

(これは大字田代の中学生を刈羽郡高柳町に委託する事を定めたものです)

議第三一号 昭和四七年度一般会計松代町才入出予算。

(別記いたします)

議第三二号 昭和四七年度特別会計松代町国民健康保険才入出予算。

議第三三号 昭和四七年度特別会計松代町簡易水道事業才入出予算。

議第三四号 昭和四七年度特別会計松代町農業共済事業才入出予算。

議第三五号 新潟県上越地域消防事務組合の設立について。

(上越地域消防事務組合を作り地域消防体制をととのえるものです)

一般会計の総額は六億二千万円

本年度当初予算が議決

かねて提出されていた四七年度一般会計才入出予算が三月八日よりの町議会において慎重審議され、原案通り議決いたしました。

この予算は一般会計予算の総額は六二〇〇万円の前年度予算に比し七五〇〇万円の増加です。また特別会計予算は二一九七五万二千円の前年度より九四七九万五千円の増加となります。

本年度の重点事項は概ね次のとおりです。

(一) 総務課関係

総合センターの建設では、県費補助事業を国庫補助事業に変更し、前年度二千万円、過疎債二五〇〇万円を受けて、本年度は七二四万九千円、過疎債二二〇万円を受け、工事費一〇八二万円を計上して、その完成を図ることになりました。

(二) 産業課関係

萱場線の舗装工事の促進については、本年度二〇二〇万円を計上、継続実施する計画。
一般農道の開設では、重点事業として四二五四千円を計上。
林道海老下山線は多年の懸案となっていた林道に着工二一五六万円を計上。

(三) 建設課関係

松代山線の改良工事昨年は町単工事費として一五〇〇万円をもって着工したが、

(四) 社会課関係

室野保育所の建設は入所児の増加により常設保育所として充実化を図るため、一二六七万九千円を計上。
へき地保健福祉館は国、県の補助条件を備えている儀明部落の要請により、五〇坪程度の施設を計画、その建設費五四〇万円を計上。
児童遊園地の開設は昨年度一二ヶ所を建設したが、地区の要請に応じ、本年度は更に一〇ヶ所を計画。

(五) 教育委員会関係

第三町民プールの建設。第一第二に引続き、本年度は蒲生地区に第三プールを開設。一七二万九千円を計上。
教員住宅の建設。へき地勤務教員優遇のため努めてきたが

(三面へ続く)

本年度は松代に教員住宅一棟を建設四三万九千円を計上。公民館の整備充実を図り、過疎対策の一環とすべく、専任職員を三名とし、各種関係団体の活動を図るほか、一般者の集会の場として、その要請に応ずることに計画

(内)特別会計予算の編成については前年度予算に準じたが、国保特別会計では、医療費の一二%値上に伴い、保険給付費一五四八万円の増加となり、前年度一世帯当りの保険税を三〇〇〇円増額して計上。

尚事業別予算及びその重点事項は次の通りです。

◎一般会計予算と主な施行事業経費と負担金

(単位は千円)

- ①議会費は一一、二四五千円
- ②総務費は八三、四九一千元

昨年より四六六九万円の減で一般管理費三四三四〇千円、書広報費が一六一七千円、会計管理費二六〇千円、財産管理費七九六八千円、交通安全対策費が一四二七千円、総合センター建設費一〇八二〇千円、徴税費一〇五八九千円、戸籍住民基本台帳費三六三二千円、選挙費一三〇九千円、統計調査費三二〇七千円が主なるもの。

③民生費は六五、一五九千円

社会福祉費の二五一〇千円で主なるものは老人家庭奉仕員関係とねたきり老人医療費補助の一三五〇千円、国民年金事務費二一〇一千元、へき地保健福祉館建築費五五三二千元
児童福祉費が三九八五五千元
災害救助費が二〇〇千円となります。

④衛生費は一四、八二七千円

保健衛生費が九四七一千円、清掃費が五五三六千円で危険物、ゴミ処理費等が主なるもの。

⑤労働費は三、三六九千円

出稼組合関係等が一七〇千円

⑥農林業費は一〇、九七三千元
農業費が八五三七五千元で、

林業費は二五五九八千円となっている。

⑦商工費は一、〇一〇千円

⑧土木費は一四二、一一九千円

土木管理費が三一九六九千円
道路橋梁費が一〇八七六八千円、住宅費が一三七〇千円が主なるもの。

⑨消防費は二六、五五七千円

消防施設費が一二五四五千円で、その他非常備消防費の七七五八千円と災害対策費の六二五四千円で消防ポンプ自動車一台、雪上車運転費用等

⑩教育費は一一〇、三二七千円

教育総務費が一〇七五〇千円
小学校費が四一八四四千円
中学校費が二三九二八千円
社会教育費が一八四五千円
保健体育費が二一五七一千円が主なるもので、町民第三プール建設、教員住宅建設等が含まれているもの。

⑪災害復旧費は四、九二五千元

本年度の町の施設はこの様に

昭和四十七年度の重点施策の一つである町民プール第三号建設工事が始まりました。規模は大人用二十五mプール六コース(平均深さ一・三m)、幼児用プール(平均深さ〇・七m)で、すでに建設された第一号及び第二号プールと大体同じ大きさとなっており工事契約内容は次の通りとなっています。

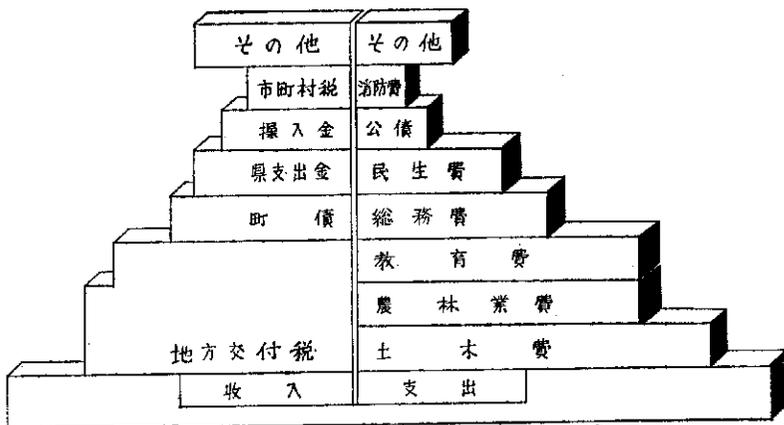
建設場所 松代町大字小池地内
完成予定 七月三十日
請負額 一三、九〇〇、〇〇〇円
工事施工 株式会社 山崎組

尚社会福祉政策の一環である室野保育所の新築工事も工事契約が終了木造平屋建、面積約九〇坪の中に近代的な施設が出来上ります契約内容は次の通り。

建設場所 松代町大字室野地内
完成予定 十月十五日
請負額 一〇、九〇〇、〇〇〇円
工事施工 鈴木組

更に蒲生保育所増築工事も調理室等の増築で 九四〇、〇〇〇円の

- ⑫公債費は三七、九二七千円
- ⑬予備費は八、〇七一千元



47年度松代町一般会計予算図

請負額で既に着工されています。この他、儀明地区にへき地保健福祉館の新設、松代地区に教員住宅の新設等の建築工事が計画されており近く発注の予定となっています。

佐藤さんらに優良無事故運転者表彰伝達

東頸城郡交通安全協会は、このほど牧村公民館で開かれた総会で新潟県警察本部長並びに新潟県交通安全協会会長から、優良運転三十年無事故者佐藤さん(松代)、池田さん(牧村)、二十五年、十五年、七年などの表彰伝達を行なった。松代関係次の通り。

- 三十年佐藤一雄(松代) 二十五年村山松男(室野) 十五年中村重雄(田代) 樋口堅治(田野倉) 武田久(名平) 菅井吉治(名平) 志賀達雄(千年) 笠原至(松代) 小山甲七(室野) 山岸平一(福島) 七年 関谷政一(松代) 外三十七名

役場職員の異動がありました

▷… この程町役場職員の人事異動が発表になりましたのでお知らせいたします。 …▷
 ▷… 町の仕事の上で、町民の皆さんにいろいろ関係がありますので、よろしくお願 …▷
 ▷… い申し上げます。 …▷

松代町役場人事異動

(47.5.1 発令)

氏名	旧職	新職	職務内容
佐藤 正平	産業課長	総務課	総務課長
島田 健司	総務課	産業課	産業課長
若月 幸栄	収入役室	総務課	財務係長兼消防・統計係長
菅井 清作	産業課	収入役室	出納員
関谷 英市	"	産業課	共済係
茂野 孝蔵	"	"	耕地係
関谷 昭平	教育委員会	総合センター	公民館長
池田 猛	総務課	教育委員会	庶務係長
鈴木 太一	税務課	総務課	庶務係 (選挙係・議会書記)
鈴室 岡徹	総務課	税務課	
若井 正太郎	社会課	社会課	社会福祉係長兼国民年金係長
柳 健一	"	建設課	土木係
小堺 定男	"	建設課	国民健康保険係
馬場 利夫	建設課	税務課	
鈴木 利雄	建設課	産業課	経済係長
高武 橋松	建設課	税務課	係長
樋口 三郎	建設課	社会課	職業係長
西 芳浩	建設課	建設課	土木係長
山 浩ト	建設課	建設課	建築係長
川 英幸	建設課	社会課	蒲生保育所勤務
市 佐世	総務課	社会課	運転手
相 藤一	産業課	産業課	耕地係
佐 藤好	"	"	共済係長
藤 原好	総務課	社会課	松代保育所勤務 (4月1日発令)
福 原江	松代保育所	総務課	印刷係 (4月1日発令)

交通安全指導員生れる

松代町では今年から歩行者事故の防止と運転者に対する交通安全指導の強化を図ることを目的に、交通安全指導員を置くことになりました。これは本町に居住する一八才以上六〇才未満の人で、交通安全に熱意を持ち、交通法規に通じている人を町長が任命するものです。人員は一五人以内となり、おり、交通安全指導の活動に当ることになり、この程、次の人が任命されました。

関谷政一・万羽亮次・関谷徳一郎
 笠原至・樋口堅一・品田数四(以上松代)
 小島猪之平(犬伏) 山岸昭司・小堺悟・小堺哲夫(蒲生)
 小堺博文(儀明) 小山甲七・小堺久松・米持璞(室野) 高橋守雄(福島)



これらの人たちに協力し、この町から事故の一件もなくなる様にしたいものです。
 (写真11初の会議風景)

町収入役が

変わりました

— 小堺さんご苦労さんでした！ —
 長い間、町の収入役として重要な仕事をされてこられた、小堺長平氏は、四月三〇日をもって退職されました。後任には、前総務課長、鈴木益蔵氏が議会の承認を得五月一日付をもって着任することになりました。

小堺さんは、昭和二一年三月、松代村収入役に就任、以来二五年間松代村、合併後の松代町と収入役の重任を続けてこられたものです。
 後任の鈴木さんは、長い間、町の総務課長として一般部局の先頭に立って町政の実践を行なわれてきましたが、今後もしょろしよとのことです。

お知らせ

二輪免許試験の改正

△安塚警察署▽

このたび道路交通法の一部改正により、四月一日から二輪免許の技能試験は
。現在の総排気量一二五cc。(小型二輪車)のもの
。新たに総排気量三〇〇cc.から四〇〇cc.(大型二輪車)までのものとに分けて行なわれますが、したがって小型二輪車により技

能試験を受けられた方は、総排気量一二五cc.以下の自動二輪車に限定された免許となります。
なお準備のため大型二輪車による技能試験は四月五日から実施いたします。
次に大型二輪車による技能試験には、直線狭路コース走行(一本橋走行)連続進路転回コース(スラローム)等の課題を加え、重心移動、底速時のバランスのとり方についても、採点することになりましたので、十分な受験準備をされるようおすすめます。

消防職員の採用について

五月一日から、上越地域消防事務組合が設立され、常備の消防体制が充足することになります。
これに伴ない、松代町に消防署の分遣所が置かれることになりました。ついては、ここに勤務する消防職員の採用試験要綱の大意が決まりましたので多数の方々が受験されますようにお願いいたします。
尚詳細については、役場総務課にお問合せ下さい。
。採用予定人員 七二名
(松代分遣所勤務者 十二名)
。申込期間 五月一日(三十一日)

- 。試験日 六月中旬
- 。試験場 上越市
- 。合格発表 七月下旬
- 。試験科目 教養試験(国語、社会、数学)
- 。作文、適性試験、体力身体検査
- 。受験資格 組合管内に住所を有する者又は居住できる者で高校卒業程度の学力を有する満十八才から満二十五才までの男子
- 。提出書類 受験申込書(写真貼)

国税モニターの紹介

納税者と税務署の間に立って、パイプ役をつとめていた税務モニターは、本年度から国税モニターと改称されて、さらに納税者の意見、要望ならびに苦情をモニターを通じて活発に収集することになりました。
なお、初の国税モニターは上越市南本町二丁目十二十六本間 静江
(高田農業高校長夫人)

春の行楽・農繁期防犯

松代町にも遅い春がやってきました。四、五月は各部落の多彩な行事のため外出の機会が多く、さらに農繁期の忙しさから留守にしがちです。
ご家庭も職場も、犯罪の被害や事故に合わないよう心がけ、次の事に注意して明るい町作りにご協力下さい。

- 一、戸締りは確実に
ア、留守にするときは必ずカギをかけましょう。
- イ、でかける前に隣近所の人に留守中のことをたのむ。
- 二、自動車盗難防止
ア、青空駐車をやめ、カギのかかる車庫に

- 格納するか、監視のできる駐車場に駐車しましょう。
- イ、自動車から離れるときは、ドア、三角窓に必ずカギをかける。
- ウ、貴重品は車内におかない。
- 三、少年の非行防止
ア、親子の話し合いの場をつくり、明るい、暖かい家庭雰囲気を作りこどもの心を豊かにしましょう。
- イ、我子に限ってという気持ちなく、こどもの行ない、持ち物、友だち関係に注意しましょう。
- ウ、暖かくなるに従い夜遊びに発展する機会が多くなるので夜間の外出はできるだけ慎重むようご指導ください。

- 四、水死事故防止
ア、春耕でお忙しいなかでも、

- 幼児から目をはなさないように保護者は監視しましょう。
- イ、魚釣りの期節になり事故も多くなります。必ず二、三人で行くようご指導ください。
- ウ、川、池、その他の危険な場所でも子どもが遊んでいるのを発見したときは注意を与えて水死事故から子どもを守ってください。
- 五、火災防止
ア、モミがら焼き、山野の火入れなどの時期で火災事故を起さないように十分に注意しましょう。
- イ、子供がまねした火遊びから火事を起さないよう、マッチやライターなどこどもの手の届かないところに保管しましょう。

皆んなで栽培ろうナメコを

明日の我家のくらしのために

ナメコ栽培について簡単に概略を述べます。

一、原木

ブナ、ナラ、イタヤ、サクラ、クルミ、ヤナギ、雑木なら何んでもよい。

二、伐採

昨年の秋から今春四月末。

三、種駒打込み

原木一石当り三〇〇から五〇〇駒打込めばよい。

四、伏せ込み

スギ林、雑木林の中へ伏せ込めばよい。

(日のあたらない所)

五、発生

二年目から発生。三、四年目が

(6) が、末口の直径の倍年とみてよい。
六、販売

松之山町、大島村に加工工場があり、販売路の心配はない。

一番多く発生し、原木一石当りに四割採取できる。原木の大小により発生年数は多少ちがう

以上簡単にのべましたが、誰れでも簡単にできるのでおすすりめ致します。

こういう方はいらっしやいませんか

……お気軽にご相談を……

役所の仕事について、不親切だ。納得できない。こうすれば良い。とか、人権、住宅、家庭、金銭、土地家屋、農事、民事、刑事、等でお困りの方やご意見のある方は相談委員にご相談下さい。相談は無料で秘密厳守です。ご安心の上お出下さい。

相談日は毎月十五日です。緊急の場合はいつでも受付ます。

行政人権相談委員

松代 少林寺

佐藤 秀雄

(電話 松代 四四番)

たばこは
町内で買いましょう



代金の一部が町の収入となり皆さんのお役にたちます。一箱でもよそで買われますとよその市や町の収入になってしまいます。